

福祉医療費の見直しに対するアンケートの集計結果について

2009年6月30日

市町村長 様

日本共産党長野県会議員団
団 長 石 坂 千 穂

6月11日付でお願いしました標記アンケートにつきましては、ご多忙中にも拘らず多くの市町村長様から回答を戴き、(6月26日現在、50市町村長様)、ありがとうございました。

お寄せいただきました結果やご意見は、県議会本会議及び委員会などに活用させていただきました。今後とも、引き続き福祉医療の一層の改善に取り組みますので、ご支援・ご協力をよろしく申し上げます。

現段階で、その結果についてご報告申し上げます。

設問 1、県の「福祉医療費給付事業補助金交付要綱」の一部改正による、受給者負担金引上げについて

賛 成	19	(「やむなく」も含む)
反 対	14	
△	2	
どちらとも いえない	2	
検討中	3	
空 欄	10	

その理由について・・・別紙のとおり

設問 2、その他ご意見がありましたらお書きください。

別紙のとおり

日本共産党長野県議団
事務局:高橋加代子
電話026-237-6266

1、受給者負担金引上げについて、賛成・反対・どちらともいえないなどの理由

〔賛成と回答された方〕

- * 諸般の事情から止むを得ないと考えます。
- * 高齢社会の到来等により、近年福祉医療費給付額も急激に増加しているが、その財源である県、市町村の税収の伸びが追いついていない。福祉医療制度を将来にわたって持続可能なものにしていくためには今回の改正はやむを得ない。
- * 県の受給者負担金引上げについて、福祉医療制度を取り巻く環境の変化を鑑み、将来にわたり持続可能な制度とするためには、やむをえない措置であると考えます。
- * この制度は乳幼児のみの制度ではありません。受給者が協力し合い今後も持続可能な制度として長く続けていくことが、子育て支援の一環になると考えます。
- * 「長野県福祉医療費給付事業検討会」において検討され、「長野県福祉医療給付事業補助金交付要綱」が改正されたため
- * 市長会選出委員も検討会において、引上げは止むをえないと判断された事案であり、本市としては小学生の医療費の無料化等により、受給者負担は軽減されると判断しております。
- * 県及び他市町村と足並みをそろえるため賛成とする。
- * 今回の見直しは、県内市町村の代表者が委員として構成された長野県福祉医療費給付事業検討委員会で決定されたものです。医療保険制度をはじめとする社会環境が変化する中、市の財政状況を踏まえ、将来にわたって持続可能な制度としていくため。
- * 引上げは、喜んで受け入れるものではないが、制度を継続していくための苦渋の選択として、やむを得ないものと考えております。また、市長会等を含めての検討会で議論され、それに基づいて決定されたものであると理解しております。
- * 医療費の増加や医療保険制度改革により、福祉医療費給付額が急激に増加している一方、県財政の厳しい状況が続く中、福祉医療制度を持続可能なものとするため、受給者負担の増額を判断した県の考えはやむを得ないと思われる。
- * 近年の医療費増加と福祉医療費給付金が急激に増加する中、受益と負担のあり方を検討した「福祉医療制度のあり方検討委員会」での決定は、受給者の皆様に負担を強いることにはなりますが、この制度を持続可能なものとしていくためには受給者負担金の引上げは止むを得ないと考えます。
- * 財政キビシキ折、最低限のご負担はいただき、町単独で、小・中学校卒業まで枠拡大して、子育て支援することとした。(町長方針)
- * 福祉医療を取り巻く状況の変化を鑑み、将来にわたり持続可能な制度とするために、県の条例改正に伴い、10月1日より本村でも受給者負担金の引きあげを行う予定である。
- * 福祉医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていく必要があるため。
- * 止むを得ない。
他の医療制度等を見直す中で検討し、来年度実施する予定。
- * 医療費の自己負担額の増加により、福祉医療費が急激に増加する中で、町税の減少等厳しい財政状況下ではこの制度を将来にわたって持続していくためにはやむをえない。
- * やむなく。長野県町村会役員会申合せによる(5月14日)内容と同じ考え方。

〔反対と回答された方〕

- * 県による福祉医療費の費用負担の減を図ったものである。今回の負担金増額は、社会的弱者に対し、負担の増を求めるものである。費用負担の減を図る場合には、一律に対象者へ負担増を求めるのではなく、支給のケースに応じた方法を検討すべきである。
- * 町民の負担は年間480万円となります。とりあえず半年間は町で負担することにしてはいますが、家庭へ負担とすることは、今日の町民の暮らしの状況から、しのびないもの。子育て支援に反する措置と考えています。
- * 経済不況の中、福祉医療費受益者負担金引上げは、自治体独自のセーフティーネットの構築を検討している現段階では、住民の理解を得ることは難しいと思われれます。
- * 今の経済危機は特に若い子育て中の家庭に重く負担が増大している。少子化の深刻な中で子育て中の家庭負担を軽減する時代に逆行している。県財政の厳しいことは理解するが、他の施策を節約するべきと考えます。
- * 心情的には、反対であるが、受益者負担増も必要な時期は来るのではないかと。
- * 県の財政状況を勘案すれば負担金引上げはやむをえないものと思われる。ただし、本年10月からの引上げについては反対である。 厳しい経済状況を考慮し、町民の経済的負担を増やさないため。実施するにしても、町民に対して十分な周知期間が必要なため。
- * 子そだて家庭に負担をかけない為、(福祉医療の対象となる障害者等に対しても同様、この不況期に負担をかけない為)。当町では、本年10月1日以降も増額いたしません。
- * 福祉の後退につながるため。
- * 子そだて世代、母子・父子家庭、並びに障害者の方々に負担を求めることとなり、反対である。本来は、次世代育成、社会的な弱者を救うことから国の責任においてなされるべきと考える。
- * 今回の引上げは、財政的な背景によるもので決定は拙速である。
福祉医療制度は、市町村の意見を十分聴取し、制度のあり方について論議されるべきである。
- * 本村では乳幼児医療の対象年齢引上げによる子育て支援のほか、障がい者への県補助分以外の受給対象者拡大の支援を行っている。受給者負担をできるだけ少なくする点では、今回の県の方針は「あり方検討委員会」の方向付けとはいえ、拙速ではなかったかと考える。
しかし、県議会の議論を経て決定されたことは、県民合意を得たものであると判断するとともに、負担医療費の急激な増加は将来を見据えた持続可能な制度とする点からは一定の理解ができるとし、引上げはやむをえないと判断した。
- * 議会の陳情で採択されているから。
- * 300円に据え置く予定です。

〔空欄、△、検討中、どちらとも言えない、等と回答された方〕

- * 福祉医療費補助金を継続していくためには負担金引上げもやむを得ないと考えられるが、今の経済状況での個人負担増は厳しいと考えられるため、村にて引上げ分を支出する方向で考えている。
- * 受給者負担金の改正は、受益者に直接大きな影響を与えるとともに、制度の根幹に関わる事項であり市町村の制度への影響も大きいことから、改正にあたっては、なお、各方面の意見を聞き、十分な

検討が行われるとともに、住民への周知期間が十分に確保されるべきものとする。

また、昨年秋以降の厳しい経済情勢が今なお改善の兆しが見られず、今後もしばらくの間は続くものと考えられるため、検討会において、実施時期について再度協議願いたいと考えている。

県、市町村とも財政状況が厳しい折、福祉医療制度が将来にわたり安定的に運営される為には、適切な受益者負担が必要であり、今回の制度の見直しは必要かつやむをえないものと考えているが、今回の改正については、なお慎重な検討が必要だと考える。

- * 県において、負担金引上げは、あり方検討委員会等で十分検討された結果とはいいがたいが、財政状況を考えると、やむを得ない事と思われる。しかしながら、200円の負担増は、受給者にとっては厳しい改正である。当町としては、現在の社会情勢を考慮し、引上げは実施しないこととした。
- * 本村は少子高齢化が顕著であり、福祉医療対象者の比率も高い状況にあります。福祉対策と財政面の板挟みに苦慮しているのは、当村も長野県も同様であり、賛否の結論は出せない状況であります。
- * 県の判断に任せる。
- * 引き上げる方向で検討中です。
- * 厳しい財政状況の下で、持続可能な制度とするため、福祉・子育て施策についても総合的検討が必要であることは理解するが、現下の経済情勢を考えたとき、特に、引上げのタイミングに疑問が残る。なお、当市においては、本年度中の引上げは行わないこととした。
- * 補助金交付要綱の一部改正は県の財政、給付額の伸びを考慮し、最終的には県議会議員の皆さんによって、既に決定されているところである。市町村として、補助対象が広いに越したことはないが、今更賛否を申し上げる立場にない。
- * 今回の引上げによる県補助の減額分を市で補てんすることは財政的に厳しく、地域住民へのさらなる負担となりますが、検討会でも将来にわたり持続可能な制度としていくためにはやむを得ないとされたものであります。県では引上げにより生じた予算枠を地域医療・医師確保対策の充実のほか、乳幼児医療や障害者の自立支援などに活かしていくとしております。市においても子育て支援事業や福祉施策など、福祉医療制度を含め広く政策を進めてまいりたいと考えます。
- * 今回の制度見直し検討委員会の議論には、市長会及び町村会の代表の首長が加わって出された結論であること。
また、この結論は、福祉医療費給付額の急激な伸びに比べ、その財源となる税収は伸びていないことを背景にしており、健全な財政状況及び持続可能な制度として維持していくためには、引上げも止むを得ないと考える。

2、その他のご意見

- * 県内統一が解りやすい。
- * 県補助対象者は小学校就学前だが、市町村によっては子育て支援の一環として単独事業として対象年齢を拡大しており、市町村格差が拡大している。自治体ごとの施策において、人口動態や施策目標、財政状況等によって独自性を持つことは当然だが、少子化対策・子育て支援は国全体の課題であり、医療費助成について市町村ごとにあまり大きな格差があることは適当でないと考える。

- * 現在、対象となっていない障害もございます。
是非、対象範囲を拡大していただくよう、強く願っております。
- * 不況脱出後は、負担金を引き上げる方向で検討します。
- * 今回の見直しにあたっては、町村会での対応に遅れをとっている部分もあるかと思われるが、県議会としてはどのような対応をされてきたのか。
要綱改正、予算審議の際に、何かしら対応が取れなかったのか。
- * 長野県福祉医療費給付交付要綱の一部改正については、県議会でも議決されていることから、賛成・反対のアンケートにお答えすることは、差し控えさせていただきます。なお、村では子育て支援には瀬積極的に取り組んできたところであり、受益者負担引上げについては村独自の対応を検討しているところです。
- * 子育て支援という部分があるので引き下げも検討。
- * 福祉医療制度の見直しについては、市民への影響も大きいことから、今後は十分な検討の期間をかけて判断していただくよう県に要望します。
- * 当町においては、乳幼児を中心とした福祉医療制度の充実を図っており、県において受給者負担金を引上げを行ったとしても、当分の間現状維持する。(引上げを行わない)
- * 制度の趣旨から受給者負担500円は、ほぼ限界ではないかと考える。
- * 当村では、中学生まで受給資格者を拡大するなど、子育て支援策を拡充しているところであるが、今回の引上げは、子育て支援の必要性を加味した、受益と負担の公平性を加味したものと考える。
- * 検討内容によれば、引上げも仕方ないと思われるが、当村では、乳幼児の対象を中学生までに拡大し、子育て支援を行っている。負担金もこの一環として、引上げはしない意向である。
- * もともと賛成できるようなものではありませんでしたが、町では県が決めたことにより実施せざるを得ないと考えました。しかし、実施しない自治体もあるので、県の方針が理解されない中での決定については疑問を感じています。